

交通マナー 高島市は県内9位



7月は高島市

「交通マナー向上月間」

です！

滋賀県警察本部から、平成17年の市町別交通マナーランキングが発表されました。この交通マナーランキングは、一年間県内で発生した人身事故の違反等を、当事者の居住地を基準にして評価したもので、それによると、高島市の交通マナーは26市町中上位から9番目で、前年(平成16年／33市町中28番目)より向上していますが、交通事故とされる歩行者や自転車および高齢者の方のマナーハンクが低いという結果が出ています。

これから屋外活動が活発になる季節を迎えます。高島警察署、高島交通安全協会、高島安全運転管理者協会と高島市は、交通弱者の交通事故防止とマナー向上を目指し、7月1日(土)～7月31日(月)を「交通マナー向上月間」として、合同で各種啓発活動を展開します。交通ルールとマナーを守り、事故のない安全な高島市にしましょう。

(交通対策課)

交通マナー★ランキング

| 順位 | 市町名 | 総合評価 | 交通弱者 | 事故原因者 |
|----|-------|-------|------|---------|
| 1 | 米原市 | ★★★★★ | 5 | 4 5 5 5 |
| 2 | 西浅井町 | ★★★★★ | 5 | 5 5 5 4 |
| 3 | 甲賀市 | ★★★★★ | 5 | 4 5 5 5 |
| 4 | 高月町 | ★★★★★ | 5 | 5 5 5 2 |
| 5 | 余呉町 | ★★★★★ | 5 | 5 1 4 |
| 6 | 安土町 | ★★★★★ | 4 | 5 4 3 3 |
| 7 | 木之本町 | ★★★★ | 5 | 5 3 3 |
| 8 | 野洲市 | ★★★★ | 2 | 2 5 5 |
| 9 | 高島市 | ★★★★ | 4 | 4 3 2 |
| 10 | 長浜市 | ★★★★ | 4 | 1 4 4 |
| 11 | 湖南市 | ★★★★ | 1 | 2 4 5 |
| 12 | 守山市 | ★★★ | 2 | 3 5 2 |
| 13 | 彦根市 | ★★★ | 4 | 3 1 3 |
| 14 | 大津市 | ★★★ | 3 | 4 3 2 |
| 15 | 愛荘町 | ★★★ | 2 | 5 4 2 |
| 16 | 日野町 | ★★★ | 4 | 3 2 3 |
| 17 | 湖北町 | ★★ | 3 | 1 2 5 |
| 18 | 竜王町 | ★★ | 3 | 1 3 4 |
| 19 | 近江八幡市 | ★★ | 3 | 3 4 1 |
| 20 | 東近江市 | ★★ | 3 | 3 1 3 |
| 21 | 栗東市 | ★★ | 2 | 4 2 1 |
| 22 | 多賀町 | ★ | 1 | 2 1 5 |
| 23 | 草津市 | ★ | 2 | 1 3 1 |
| 24 | 甲良町 | ★ | 1 | 1 1 4 |
| 25 | 豊郷町 | ★ | 1 | 2 2 1 |
| 26 | 虎姫町 | ★ | 1 | 2 2 1 |

最近、昼間もライトをつけて走って車を見かけませんか？

これは、ライトの消し忘れではなく、安全のために点灯しています。

交通事故は、自車の存在が相手に認識され起こってしまうことがあります。昼間に前照灯(ヘッドライト)を点灯することは、早く自分の車に気づく効果があります。また、運転手の交通安全意識の高揚にも役立ちます。

高島市では、7月1日～31日の「交通マナー向上月間」と併せて「前照灯昼夜点灯運動」を推進しています。皆さんも、ぜひご参加いただき、この運動を高島市に広めましょう。

◆運動への参加はカンタン！

この運動への参加は、車で走行する時にライトを点灯するだけと簡単です。また、「昼間点灯運動」を推進しています。皆さんも、ぜひご参加いただき、この運動を高島市に広めましょう。

(交通対策課)

◆運動への参加はカンタン！

この運動への参加は、車で走行する時にライトを点灯するだけと簡単です。また、「昼間点灯運動」を推進しています。皆さんも、ぜひご参加いただき、この運動を高島市に広めましょう。

(交通対策課)

◆「ミニユーニティバスを利用しています？」

市では、出入り口の段差を無くし乗降が容易にできるノンステップバスの一部運行や「ミニユーニティバス運賃」の一部を助成する制度(市内在住者対象)を設けるなど、みなさんに愛される「ミニユーニティバスの運行を目指しています。

通勤や買い物の交通手段として、みなさんの積極的なご利用をお願いします。

(交通対策課)

粗大ごみリユースに好印象

広報たかしま5月1日号(No.18)でもお知らせしましたように、粗大ごみとして高島環境センターに搬入された物の中には、使用可能な物や、簡単な修繕で使用できる物があります。

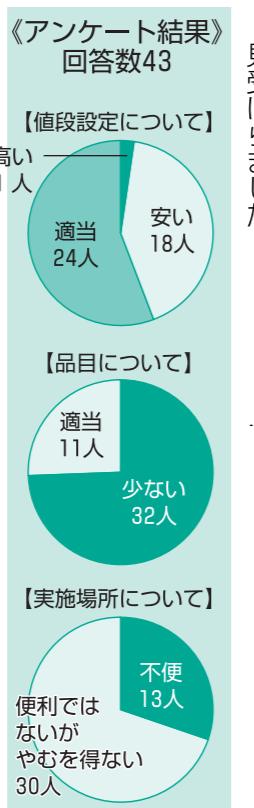
募集期間 7月3日(月)～20日(木)
募集する内容は、次の通りです。
(1)省エネルギー
(2)環境保全(大気・水・土)
(3)ごみ減量・リサイクル(4R)
(4)快適生活(クール・ライフ)
環境MVP、各部門賞、お笑い大賞、ドリーム大賞等を設け表彰します(賞品付き)。
点数制により同点の場合は抽選とします。

▼応募方法
応募用紙は、市役所環境エネルギー課のほか、各支所住民課に備え付けております。
応募については、部門毎に1人1案のみ(全4案)とします。

詳しい内容については、次のところへお問い合わせください。

また、新規会員の募集も行っております。

問 「このゆびとまれ」(新旭エコライフの会)
高島市役所 環境エネルギー課内
☎(25)8123まで



(かばん、ぬいぐるみ、アルバムなど) 500円商品: 41品
(自転車、健康器具、衣装ケース、戸棚など) 3,000円商品: 8品
(タンス、テーブルセット、アウトドアセットなど) 計 81品

当初の目的であった、循環型・省資源社会に向けてのリユース(再利用)促進、処理経費の削減、資源の有効利用について、一定の効果が得られることが認められます。「年に何回か開催してほしい」との要望を受け、今後も提供できる品物が一定数揃えば開催していく予定です。(催日等については「広報たかしま」または「防災行政無線」でお知らせします。)(環境エネルギー課)

野焼きにはイエローカード！

野焼き(廃棄物の野外焼却)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」で禁止されています。ごみを処分する場合は、一般家庭であればごみテーションへ出し、事業者であれば業者へ委託するなどして、適正な処分を心がけましょう。

野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染を引き起こすとともに、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因にもなり、人への健康被害が心配されます。刑法による場合があります。(市に連絡があった場合は、野焼きをされた方に対し、イエローカードを発行し、その後も改善されない場合は、警察へ連絡します。)

◆例外として許される行為

例外の場合であっても、むやみに焼却してよいというわけではありません。焼却以外に適切な処理方法がとれる場合は、安易に焼却せず、できるだけ生活環境を第一に考えましょう。

問 環境エネルギー課 ☎(25)8123

◆例外として許される行為

風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な焼却・農業、林業を営むうえで通常行われる焼却

たき火、その他日常生活を営むうえで通常行われる焼却であって軽微なもの

皆さんの身近な交通手段 「ミニユーニティバス！」



通勤や買い物などの移動には、多くの方が自動車を利用されています。

しかし、最近ではガソリン価格が急騰するなど、車での移動も安くはありません。かといって雨が多いこの季節は、自転車に乗るにも歩くにも気が引ける時もあります。

市では、皆さんのが生活の利便性などを確保するため、「ミニユーニティバス」を運行しています。

バスに乗ると、普段とは違った道を通ることができる、また、普段よりも高い目線から景色を眺めることができます。今までには気付かなかつた何かを見発見できるかもしれません。また、多くの皆さんにご利用いたくことで、二酸化炭素の排出も抑えられ環境保全にもつながります。

市では、出入り口の段差を無くし乗降が容易にできるノンステップバスの一部運行や「ミニユーニティバス運賃」の一部を助成する制度(市内在住者対象)を設けるなど、みなさんに愛される「ミニユーニティバスの運行を目指しています。

通勤や買い物の交通手段として、みなさんの積極的なご利用をお願いします。

(交通対策課)